

第224回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 令和6年1月15日（月） 15時～16時40分

2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール

3. 出席者 別紙のとおり

4. 議 題

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和5年度 第2四半期）
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和5年度 第2四半期）
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和5年10月～令和6年1月）
- (4) もんじゅ・ふげんの廃止措置の状況について

5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和5年度 第2四半期）
[県 原子力環境監視センター 谷口 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和5年度 第2四半期）
[県 水産試験場 石田 場長より説明]
- (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和5年10月～令和6年1月）
[県 原子力安全対策課より説明]

(県議会：田中 委員)

- ・ 高浜発電所3号機の原子力規制検査における対応区分の変更について、追加検査をされるということだが、元の区分に戻す基準はあるのか、また、今後の見通しを教えてください。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 高浜3号機の区分変更については、原子力規制委員会の監視が必要な区分の中でも一番レベルが低いものに分類されている。
- ・ これについては、直接原因や複数のLCO逸脱、またそれ以外の指摘事項や別の号機で発生しているLCO逸脱を含めて同一期間内で発生したものの共通要因についての原因究明とそれを踏まえた対策等の報告を事業者に求め、11月30日に報告があった。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官) 続き

- ・ それを踏まえて追加検査に入ったが、直接的な原因究明がなされているか、対策の内容、その結果として機能しているかどうか、どこまで見るかはあるがそれぞれを確認して、適切にできていることが確認できれば検査官として報告書をまとめて規制委員会に諮る。その結果、適切な原因究明や、原因を除去した再発防止策ができているということが確認されれば、追加検査の必要のない元の区分に戻ることになる。実際にやってみないと分からないところはある。

(県議会：田中 委員)

- ・ 追加検査についてはしっかりとやっていただきたい。
- ・ 今回の4件のLCO逸脱のうち1件は衛星電話の不具合であった。直接の発電所の影響ではないと思うので、今後の対応は規制庁として考えてほしい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 4件のうちの1件は自分たちの不手際ではなく、通信事業者の回線の不具合で起こったものであるが、事業者が設定したあるべき状況からは逸脱しており、そのあたりも含めて確認していくことになる。

○議題説明

(4) もんじゅ・ふげんの廃止措置の状況について

[日本原子力研究開発機構 渡辺 理事より説明]

(県議会：北川 委員)

- ・ 作業中の不具合が起きた場合に、これまでこの場でも意見があったが、不具合の内容までは良いが、その原因が何なのかもう少し明確に示されないと、私たちにしてみるとそれがヒューマンエラーなのか、それとも必然的なもので起こっているのか分からない。
- ・ 閉止できなくなって、きちんと停止したということは安全性が担保されているのだと思うが、原因についてももう少し詳細な説明をいただきたい。

(日本原子力研究開発機構：渡辺 理事)

- ・ サーベランス集合体と一緒に燃料移送ポットを吊り上げてしまった件については、サーベランス集合体の頂部が、胴部より太い形状であり、引っ掛かりやすい形状になっていることが原因である。
- ・ もんじゅの燃料取り扱い作業では、実際に物を見て運ぶことができないので、吊り上げた際の荷重を確認しながら吊り上げている。様々な重量の炉心構成物を確実に吊り上げる必要があることから、手順書では、ある範囲に荷重が入っていれば問題ないと確認する判定値となっていた。
- ・ 本来であれば取り扱う物ごとに、荷重判定値を規定して、それを確認しながら行うべきであった。ここは課題であると考えており、手順書の改訂等の再発防止対策を実施していく。

(県議会：北川 委員)

- ・ これはヒューマンエラーとして考えているのか。

(日本原子力研究開発機構：渡辺 理事)

- ・ 運転員は手順書に従って確認を行っているため、ヒューマンエラーではなく、手順書に反省すべき点があったと考えている。この点についてしっかり改善していきたいと考えている。

(5) その他

(県議会： 田中 委員)

- ・ 能登半島の地震で県内においては大事に至らなかったわけだが、今回の地震は断層も含めて原子力規制庁として、想定されていたものなのか。
- ・ 今回の地震では東側に震源が移ったが、今後、西側となる福井県の周辺の断層等々に影響を及ぼさないのか伺いたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 志賀原子力発電所は審査中であり、その想定範囲内だったかどうか私は把握していないので今すぐ答えられないが、今回の地震を含め、発電所内で発生した変圧器からの油漏れ等々について、新しい知見がないのか現在調査しているところである。
- ・ 調査した結果、新しい知見の中身を踏まえて必要があれば規制基準を変え、バックフィットをやることになる。

(県議会：田中 委員)

- ・ 福井県側の断層に影響が及ぶかどうかはまだわからないということか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ そうである。新しい知見がどこまで及ぶか、それ次第である。

(県議会：田中 委員)

- ・ そこはしっかりと見ていただきたい。
- ・ 被災地は津波警報で避難ということになったが、能登半島の被害状況から、インフラの脆弱性が見受けられた。嶺南地域全体のインフラの脆弱性を指摘されると、避難計画等々にも影響が出てくるのではないかと思うので、しっかりとそのあたりを確認いただいて、必要なものは示していただくようお願いしたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 只今のご意見は本省にも伝える。新知見については、1つは新規制基準に反映させるものがないか、もう1つは原子力防災指針に反映させるものがないかという2つの観点から確認して、原子力防災指針にはバックフィットはないが、改正されれば各自治体にお知らせして、避難計画の見直しに役立てていただくことになろうかと思う。
- ・ 地震についてはこれから時間をかけて新しい知見があるのかどうかを確認しなくてはならない。その結果、福井県内の施設にも及ぶのであれば、反映させてバックフィットになる。
- ・ 志賀原子力発電所はまだ審査中であり、今回の地震がしっかり分からなければ、審査が先に進めないという話になるので厳格に対応していく。

(福井県：坂本 防災安全部長)

- ・ 福井県は総務省からの指示があり、避難の支援のカウンターパートということで石川県珠洲市に職員を派遣しており、職員から被災状況の写真が送られてくるなど、現地の状況についても把握している。
- ・ これまで、福井県では福島第一原子力発電所事故後に制圧道路の整備ということで、半島部のトンネルの整備等を進めてきており、さらに今回の能登半島地震を踏まえ、原子力防災の観点で避難道路、あるいは避難手段をしっかりと確認していくことになる。
- ・ 避難手段については、昨年の防災訓練で使用したLCACという自衛隊のホバークラフトを今回の地震でも重機の運搬に使用していると聞いているので、そうした機材でどのような対応ができるかということも今回の地震を踏まえて色々確認していきたい。

以上